

## 室蘭市中小企業等賃上げ対応資金助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 室蘭市中小企業等賃上げ対応資金助成金（以下「助成金」という。）の交付については、公益財団法人室蘭テクノセンター補助金等交付規程に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この助成金は、室蘭市内中小企業者が将来にわたって継続的に賃上げできる環境を整えていくため、予算の範囲内において、賃上げに係る経費の一部を助成することにより、室蘭市内企業の競争力強化を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、賃上げを要件とした国又は北海道の補助事業に採択され、賃上げを実施した室蘭市内の中小企業者とする。

### (助成額及び助成上限額)

第5条 助成額は、従業員1名あたり3万円とし、200万円を上限とする。

### (交付の申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者は、国又は北海道の事業完了後速やかに、助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要書類を添付して、公益財団法人室蘭テクノセンター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

### (交付決定及び助成金の額の確定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請があった場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、申請内容が適正であると認めたときは、予算の範囲内において交付決定及び助成金の額を確定し、助成金交付決定通知書兼助成金の額の確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (助成金の支払)

第8条 助成金は前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 助成金の支払いを受けようとする者は、前条の確定通知書を受領した日から起算して5日以内に、請求書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し等）

第9条 理事長は、交付決定を受けた中小企業者が、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。